

**東日本大震災復興関連事業チェックシート**  
(平成23年度第3次補正予算)

(厚生労働省)

事業名	国立児童自立支援施設の非常用自家発電装置整備				担当部局	雇用均等・児童家庭局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度・平成23年度(予定)				担当課室	家庭福祉課		高橋俊之	
会計区分	一般会計				施策名	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	児童福祉法第44条				関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	現状では、国立児童自立支援施設(国立きぬ川学院)には非常用自家発電装置は整備されていないため、国立きぬ川学院に非常用自家発電装置を新設することにより、施設における防災機能の強化を図り、今後の大規模災害等の停電時に、入所児童への処遇及び施設の運営管理に支障が生じないよう備える。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国立きぬ川学院は児童福祉法第44条等の規定により、不良行為をなし又はなすおそれのある児童等を入所させて、24時間365日職員と起居を共にしながら生活指導等を行い、その自立を支援する施設である。 東日本大震災の際には丸1日停電になり、入所児童の学習・食事・採暖等の日常生活を含めた入所児童への処遇面、及び事務機器などが使用できず外部・学院内の連絡が遮断され情報の入手・共有が遅れる等の施設の運営管理面に支障が出るなど、長時間の停電への備えが不十分であったことを踏まえ、施設運営に必要不可欠な非常用発電装置を新設する。								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正		第2次補正	第3次補正	計			
	-	-		-	59	59			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) <small>※上段( )書きは予算措置の累積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込	
			23年度	( 年度 )					
	非常用自家発電装置を設置し、大規模災害等の停電時に備える	台	1	-	非常用自家発電装置を設置し、大規模災害等の停電時に備える	台	( - 1 )		
単位当たりコスト	59,306,000(円/1台)				算出根拠	非常用自家発電装置1台を設置するのに必要な所要額			

**事業所管部局による点検**

項目	内容
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。	「基本方針」において、「大震災の教訓を踏まえた国づくり」の柱立ての中で、「国の庁舎等について、耐震化をはじめとする防災機能の強化を図ること」とされており、当該事業の目的と整合性がとられている。
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	今後の大規模災害等に備えるため、非常用自家発電装置の新設は施設運営に必要不可欠であり、優先度が高い事業である。 なお、当該施設が所在する栃木県さくら市は、「東日本大震災に対応するための特別の財政援助及び助成に関する法律」等に基づく特定被災区域に指定されている。
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。	非常用自家発電装置は、停電時に自動で切り替わって発電され、敷地内に点在する児童の寮舎、本館、学習棟など敷地内の建物全体のカバーが可能な型式を導入予定であり、入所児童への処遇及び施設の運営管理に対する支障を防止する観点から効果的な事業である。
費用対効果や効率性の検証が行われたか。	非常用自家発電装置は、敷地内の建物全体のカバーが可能な型式の中で、①超低騒音型、②1回の給油で10時間程度(主に夜間のみの使用の場合は2晩分程度)の稼働が可能な型式を導入予定であり、入所児童への処遇及び施設の運営管理に配慮しつつ、必要最小限の型式としており、費用面や効率性について考慮している。
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。	国の直轄事業である。
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。	非常用発電装置の新設によって、今後の大規模災害等の停電時においても、入所児童への処遇及び施設の運営管理が継続して適切に行うことが可能となる。
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。	補正予算成立後、速やかに設計・管理業務及び工事に関する入札公告、入札、契約、着工、執行が可能である。 国の直轄事業であるため、執行などの透明性の確保や進行管理も適切に行うことができる。

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × × 円/ )」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。